

LIXIL 健康保険組合並びに母体企業が共同で実施する
健康診査事業の公表について

LIXIL 健康保険組合
理事長 富井 晃

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用—については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。LIXIL 健康保険組合では、健康診査事業について、母体企業と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称—について、次のように公表いたします。

1. 健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察（問診と聴打診、**既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査**）
- **身体計測**
 - ・ 身長、**体重、腹囲（35 歳、40 歳以上）**、肥満度、BMI
- **視力・聴力検査**（会話法あるいはオーディオメーター）
- **胸部 X 線**
- 肺機能測定
 - ・ 肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 喀痰検査（結核菌、または肺がん検診）
- **血圧測定**
 - ・ **収縮期、拡張期**
- **心電図検査**（安静時あるいは負荷）
- **尿検査**
 - ・ **蛋白、糖、潜血**
- 血清検査
 - ・ **尿素窒素、クレアチニン**

- 胃透視または胃内視鏡検査
- 便潜血反応検査
- 直腸・肛門触診、前立腺（触診、男性のみ）
- 大腸内視鏡検査（精密検査時）
- 腹部超音波検査（肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓）
- **肝機能検査**
 - ・ GOT、GPT、 γ -GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
- 膵臓検査（アミラーゼ）
- 肝炎ウイルス検査
 - HBs 抗原、HBs 抗体、HCV抗体（40 歳以上1 回）
- 血中脂質・尿酸検査
 - ・ **血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL-コレステロール、LDL - コレステロール、尿酸**
- 血糖検査（糖代謝）
 - 空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験（60 分血糖・尿糖、120 分血糖・尿糖）、HbA1c
- 血液検査（貧血検査）
 - ・ 白血球、赤血球、血色素量、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
- 子宮がん検査（内診、細胞診、女性のみ）
- 乳がん検査（視触診、マンモグラフィー、超音波、女性のみ）
- 眼圧検査
- 腫瘍マーカー検査
- 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- ※ ゴシック部分は、労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・ 母体企業の人事部門の責任者、ならびに担当者
- ・ LIXIL 健康保険組合の責任者、ならびに担当者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 母体企業においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。
- また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、LIXIL 健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、総務課にデータ保存し、当社産業医の判定と指示にしたがって、当社保健師による健康相談、保健指導を実施します。

- LIXIL 健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、母体企業とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、保健指導を実施します。また、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を対象に、特定健診データをもとに階層化し、特定保健指導を行います。

5. 健診データの管理責任者名（もしくは名称）について

健診データの管理責任者は、母体企業人事担当責任者と LIXIL 健康保険組合の常務理事です。